

公益財団法人 日本スポーツ協会
公認水泳コーチ1・公認水泳コーチ2規則

公益財団法人日本水泳連盟

第一章 総則

第1条 (目的)

この規則は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「(公財)日本スポーツ協会」という。）公認スポーツ指導者制度に基づき、公益財団法人日本水泳連盟(以下「本連盟」という。)が養成する公認水泳コーチ1・公認水泳コーチ2の資格に関する講習・検定についての基準を定め、水泳指導員の資質の向上を図ることを目的とする。

第2条 (水泳指導員資格の付与)

この規則に定める専門科目および(公財)日本スポーツ協会が定める共通科目について、それぞれの講習科目を履修し、検定試験に合格し、(公財)日本スポーツ協会および本連盟に登録をすることにより(公財)日本スポーツ協会会長および本連盟会長から公認資格が与えられる。

第3条 (水泳指導員資格)

指導員の資格は次のとおりとする。

- ① 公認水泳コーチ1 (以下、水泳コーチ1という。)
- ② 公認水泳コーチ2 (以下、水泳コーチ2という。)

第4条 (水泳指導員の役割)

水泳指導員は、常に深い教養と高い品性の陶冶に努め、各種ハラスメント防止および水の事故防止に意を尽くすとともに、水泳およびその指導について、コーチ資格の種別により、次の役割を果たさなければならない。

① 水泳コーチ1

水泳指導に関する基礎的な知識・技能を有し、初心者から市区町村大会・都道府県大会レベルの選手までを指導の対象とする。

また地域スポーツクラブやスポーツ教室等において公共団体またはその機関等が主催又は主管する指導事業に協力する。

② 水泳コーチ2

水泳指導に関する専門的な知識・技能・指導力およびその応用力を有し、初心者から市区町村大会・都道府県大会レベルの選手までを指導の対象とする。

また地域スポーツクラブやスポーツ教室等において公共団体またはその機関等が主催または主管する水泳指導の中心的役割を担う人材を養成する。

さらに、広域スポーツセンターや市区町村エリアにおいてスポーツ教室等の企画・運営にあたる。

第二章 講習・実習および検定試験

第5条 (講習・実習・検定試験の種類)

講習・実習および検定試験は、(公財)日本スポーツ協会が定める科目および種目の内容に基づきコーチ資格の種別ごとに行う。

第6条 (講習・実習・検定試験の内容)

講習・実習および検定試験は、別表 1-1、1-2、1-3、2-1、2-2、2-3、3 に定める内容によって行う。

第7条 (受講の資格)

講習の受講資格は次のとおりとする。

① 水泳コーチ1

受講を開始する年の4月1日現在満18歳以上で、地域等において活動している水泳クラブ・グループまたは水泳教室等で实际的指導にあたっている者またはこれから水泳指導に従事しようとする者

② 水泳コーチ2

受講を開始する年の4月1日現在満25歳以上で、水泳コーチ1資格取得後2年以上の経験を有する者

第8条 (講習・検定試験実施計画の公開)

① 水泳コーチ1

水泳コーチ1の養成講習および検定試験の日程等については、都道府県水泳連盟・協会(以下加盟団体という。)が本連盟の決済を得た上で、年度行事または事業計画と併せて公開する。

② 水泳コーチ2

水泳コーチ2の養成講習および検定試験については本連盟が主催し、加盟団体の要望を勘案して開催時期や場所を決定し、ホームページなどを通じて公開する。

第9条 (講習・検定試験の実施)

養成講習・検定試験は、本連盟または加盟団体の水泳コーチ1・水泳コーチ2養成講習会・検定試験実施委員会(以下「検定委員会」という。)が実施する。

第10条 (受講・受験の出願および講習の免除)

養成講習会の受講および検定試験の受験を希望する者は当該加盟団体検定委員会に出願の手続きを行う。

2 養成講習会の受講および検定試験の受験の免除を希望する者は、別に定める規定に従って手続きを行わなければならない。

第11条 (受講・受験の許可)

受講・受験を許可された者には、当該検定委員会から受講受験票が交付される。

第12条 (講習会の履修)

受験しようとする者は、講習会の全てに出席し、所定の学科、実習および課題学習科

目を履修しなければならない。

第13条（受講・受験の費用）

受講料および受験料は本連盟の定めるところによるものとする。ただし、加盟団体の実情により変更することができる。

第三章 検定委員会

第14条（検定委員会の種類と任務）

検定委員会の任務は、次のとおりとする。

- ① 講習・検定試験の企画・運営・合否の判定および合格通知書の発送等に関する事項
- ② 講習・検定試験等の実施報告書の提出（提出期限は、実施後2ヵ月以内とする。）

第15条（検定委員の委嘱）

検定委員会委員は、マスター称号水泳コーチ2、水泳コーチ2を有する者と学識経験者（加盟団体の会長、副会長、理事長、地域指導者委員長）とし、本連盟が委嘱する。なお、任期は2年とし、再任は妨げない。加盟団体の事情によりマスター称号水泳コーチ2、水泳コーチ2を有する者に代え、マスター称号水泳コーチ4、マスター称号上級水泳教師、水泳コーチ4、上級水泳教師の資格を有する者を検定委員会委員とすることができる。

第16条（検定・審査）

検定試験および判定基準について次のとおりとする。

① 水泳コーチ1

水泳コーチ1については、実技検定を主体に筆記試験を加えた総合判定とし、別表3に定める合否判定基準に基づいて審査の上、決定する。

② 水泳コーチ2

水泳コーチ2については、本連盟地域指導者委員会が審査の上、決定する。

2 検定試験は次のとおり実施する。

① 実技試験は、各受験者に対し、原則3名以上の検定委員によって行う。

② 実技試験は、検定委員が特に命じた場合のほかは、試験のやり直しは行わない。検定試験時間は、講習時間に含まれない。

第四章 合格証明書の発行および登録

第17条（合格証明書の発行）

専門科目の検定に合格した者には、（公財）日本スポーツ協会から専門科目合格証明書が発行される。

第18条（登録申請）

前条に定める専門科目合格証明書の発行を受け、共通科目の修了証明書を交付された

者は、登録申請ができる。

第 19 条（認定証および登録証の交付）

前条により登録を完了した者には、（公財）日本スポーツ協会から水泳コーチ 1 あるいは水泳コーチ 2 としての「認定証」および「登録証」が交付される。

第 20 条（公認資格の有効期限）

公認資格の有効期限は 4 年間とする。

第 21 条（登録の更新およびその要件）

登録の継続を希望する者は、資格有効期限の 6 ヶ月前までに本連盟が定める更新研修を受講しなければならない。

第 22 条（資格の喪失）

資格の認定を受けた者に、水泳指導者としてふさわしくない行為があったと認められたときは、倫理規程により相当の処分を科すものとする。

附 則

第 1 条（科目・種目の内容）

講習および検定試験の実施にあたっては、本規則および本連盟編「水泳指導教本」ならびに競泳競技規則を基準とする。

第 2 条（委員の派遣）

本連盟は、加盟団体検定委員会への助言・援助のため、委員を派遣することができる。

第 3 条（細則）

本規則を施行するにあたって、その他必要な事項は別に定める。

第 4 条（施行および改定）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日	施行
平成 24 年 4 月 1 日	改定
平成 31 年 4 月 1 日	改定
令和 元年 7 月 1 日	改訂
令和 3 年 5 月 18 日	改定

表 1-1 講習科目および時間数				時間数 (h)	
		科目名	内容	集合	課題学習
コーチ 1	学科	水泳指導者・ 初心者指導法	水泳指導員の役割 (指導員制度含む)	1	
			指導者とは (体罰、ドーピング、薬物含む)		
			初心者指導法	1	
		水泳プールに おける安全	水泳の安全 (水泳プール事故：飛び込み、溺水、吸い込み他)	2	
		水泳の科学	水泳・水中運動の特性	1.5	
	バイオメカニクス		1.5		
	水泳の歴史	水泳の歴史	1	1	
	実技	基礎技術	4 泳法	2	5
			スタート・ターン	1	1
		指導実習	個人指導 (技術観察、技術指導、メニュー立案)	1	1
			集団指導 (指導人数、安全確保、集団に対する技術指導、メニュー立案)	2	
			指導法実習	2	
		合計：6 科目	(学科: 4 科目、実技: 2 科目)	16	8

表 1-2 水泳コーチ 1 の検定試験内容および時間数				時間数	
		科目名	内容	集合	レポート
コーチ 1	学科	水泳指導者・初心 者指導法 (体罰、ドーピン グ、薬物を含む)	水泳指導員の役割 (指導員制度含む)	3 科目 合計 1.5	
			指導者とは (体罰、ドーピング、薬物)		
			初心者指導法		
		水泳プールにお ける安全	水泳の安全 (水泳プール事故：飛び込み、溺水、吸 い込み他)		
		水泳の科学	水泳・水中運動の特性		
	バイオメカニクス				
	実技	100mIM		○	
	レポ ート	水泳の歴史			○
		指導実習	個人指導		
			集団指導		

表 1-3 水泳コーチ 1 の実技検定試験の基準				
種目	距離	内容	制限タイム	
			男子	女子
個人メドレー	100m	1. 制限タイム以内で泳ぐこと。 2. 競泳競技規則に違反しないこと。	1 分 40 秒 00	1 分 50 秒 00

※36 歳以上の場合、1 歳につき 1 秒加算する。

※身体に障害のある受験者に対しての判定に当たっては、その障害が不利にならないように配慮する。

表 2-1 水泳コーチ 2 の講習科目および時間数				時間数 (h)		
		科目名	内容	集合	課題学習	
コーチ 2	学科	水泳指導者・ 中・上級指導法	上級水泳指導員の役割（指導員制度含む）	1		
			中・上級者指導法	1		
			年齢別指導	1		
		水泳の医学・ 栄養学	水泳の医学（スポーツ障害、ハイパーベンチレーションなど）	2		
			スポーツ栄養学	2		
		水泳の科学・ トレーニング	水泳の生理学	1	1	
			水泳の心理学	1	1	
			水泳トレーニング理論	2	1	
		自然の水域における安全とプール管理	水泳の安全（自然の水域における事故）	2		
			水泳プールの管理	1		
		障害者水泳	パラ水泳	1		
		演習	チームビルディング	チームビルディング・コーチング	1	1
	実技	ドライランド・ トレーニング	ドライランド・トレーニング	2	2	
		示範技術	4 泳法	3	3	
			スタート（段階的指導法含む）・ターン	2		
		障害者に対する 指導	障害者への水泳指導	1	1	
	指導実習	中・上級者対象 指導実習	2	4		
		合計：10 科目（学科: 5 科目、演習: 1 科目、実技: 4 科目）			26	14

表 2-2 水泳コーチ 2 の検定試験内容および時間数				時間数 (h)				
		科目名	内容	集合	レポート			
コーチ 2	学科	水泳指導者・ 中上級指導法	上級水泳指導員の役割（指導員制度含む）	4 科目 合計 2				
			中・上級者指導法					
			年齢別指導					
		水泳の医学・栄養学	水泳の医学（スポーツ障害、ハイパーベンチレーションなど）					
			スポーツ栄養学					
		水泳の科学・トレーニング	水泳の生理学					
			水泳の心理学					
			水泳トレーニング理論					
		自然の水域における 安全とプール管理	水泳の安全（自然の水域における事故）					
			水泳プールの管理					
		実技	示範技術			4 泳法	○	
						スタート（段階的指導法含む）・ターン	○	
	レポ ート	障害者水泳	障害者水泳		○			
		障害者に対する指導	障害者への水泳指導					
		チームビルディング	チームビルディング・コーチング		○			
ドライランド・トレーニング		ドライランド・トレーニング		○				
指導実習		中・上級者対象 指導実習		○				

表 2-3 水泳コーチ 2 の実技検定試験の基準					
種目	距離	内容	制限タイム		
			種目	男子	女子
バタフライ	各 50m	1. 2 種目を選択すること。 2. 制限タイム以内で泳ぐこと。 3. 競泳競技規則に違反しないこと。	バタフライ	40 秒 00	44 秒 00
背泳ぎ			背泳ぎ	43 秒 00	46 秒 00
平泳ぎ			平泳ぎ	47 秒 00	51 秒 00
クロール			クロール	37 秒 00	41 秒 00

表 3 検定試験の合格基準
学科の各科目は 100 点法で評価し、60 点以上を合格とする。
学科・実技の全ての科目で合格基準を満たすこと。